

《記事》

長崎『犯科帳』に見られる唐人関係案件 額定其勞

はじめに

江戸時代の長崎には紅毛や唐人などと汎称される外国人が商売を主要な目的として来訪していた。そのうちの唐人とは、時には後印度つまり東南アジア地域の人々にも適用されることがあったが、字義通り一貫して中国人（漢人）を指す用語であった。当時の長崎を訪問滞在する唐人は、主に福建・広東と江蘇・浙江の二つの方面から来たと言われている。そして唐寺・唐人屋敷・唐人踊などの名称が示す通り、長崎における唐人は独自の文化と社会生活を維持していた（山本 1983 : 28）。

唐人は早くも 16 世紀の末から長崎を訪れ始め、当時は町の中で自由に暮らすことが黙認されていた。しかし、元禄 2（1689）年からは唐人は新しく建築された唐人屋敷の中のみ居住するように命じられ、厳重な監視下に置かれるようになった（山本 1983 ; Matsui 2009）。とはいえ、唐人がその後も様々な形で現地社会と関わりを持ち続けたのは容易に想像される通りである。そしてその中では「お上」を騒がせるような案件も生じることとなった。小論では江戸時代の長崎で起きていたそのような唐人関係案件の一端を紹介したい。

1. 長崎奉行所の判例集——『犯科帳』

江戸時代の長崎奉行所の判例集である『犯科帳』（写真 1）を紐解くと、所々に唐人関係案件が見られる。『犯科帳』は、犯人の供述や検死結果などの情報を含む詳細な裁判記録ではない。後述するように、それは犯人情報や判決内容のみを簡潔に書きとめた判決記録集である。そのため、安高啓明氏は、『犯科帳』は「おもに現行の法律書の役割を担い、副次的に罪人の記録台帳としての性格をもって作成されたものといえる」と指摘している（安高 2011a : 17 ~ 18）。

『犯科帳』は現在長崎歴史文化博物館に収蔵されている。計 146 冊（そのうち 1 冊が年代不明）からなる現存『犯科帳』には、寛文 6（1666）年から慶応 3（1867）年までの 200 年に亘る 8,200 余の案件が年代順に記録されている（森永 1993 : 1, 8）。カバーする年代や収録した案件の数からみて、『犯科帳』は江戸時代の日本のみならず同時代のアジア

諸国を見回しても珍しい判例集だと言える。長崎奉行所では『犯科帳』以外にも口書（供



写真 1 : 『犯科帳』第 1 冊（長崎歴史文化博物館収蔵）

述書）や御仕置伺（上申文書）などの裁判関係文書が別途作成され、保管されていた（森永 1962 ; 1963 - 1964）。

『犯科帳』は九州大学の金田平一郎氏らによって昭和 18（1943）年に初めて専門的に調査研究された（安高 2011a : 14）。その後、森永種夫氏が網羅的な調査を実施し、まず『犯科帳』の目録を作成して刊行し（森永 1956）、ついで『犯科帳』原文を全文翻刻して出版した（森永 1958 - 1961）。さらに氏は、『犯科帳』とその内容を紹介する一般書も著した（森永 1993 [1962]）。近年は安高啓明氏が『犯科帳』について精力的な研究を行っており、『犯科帳』を利用して江戸時代長崎の司法制度を考察したり、『犯科帳』そのものを新しく解釈したりしている（安高 2010 ; 2011a ; 2011b ; 2012）。

筆者は清代モンゴルの末端役所（つまり「旗」衙門）で作成された裁判記録文書との比較という関心から『犯科帳』に興味を持つようになり、一年前から『犯科帳』に関する調

査と研究を行っている。小論では両者の比較には触れず、唐人が彼らにとって外国都市で

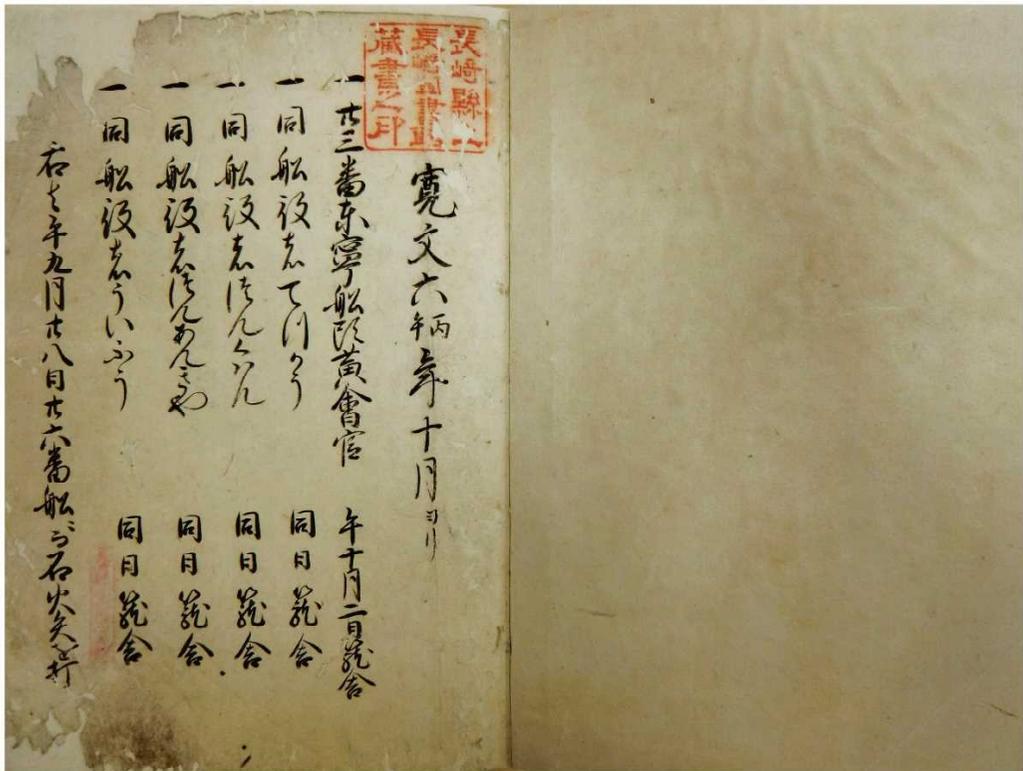


写真2：『犯科帳』第1冊1頁目（写真の左半分）

あった当時の長崎で引き起こしていた事件の実態を垣間見ることにしたい。端的に言えば、『犯科帳』に見られる唐人関係案件は、清代中国の『淡新档案』や『巴縣档案』に現れている様々なシーンを想起させるものである一方、その解決と予防に悩む日本側役人や事件に関係してしまっただ様な身分の日本人の様子も伝えてくれるものともなっている。

2. 『犯科帳』に見られる唐人関係案件

興味深いことに、『犯科帳』に記録されている最初の判例は唐人に関するものである。同案件では、5人の唐人が石火矢を打ちその跡から出火したことで入牢とされるものの、結局は赦免されたという事案が記されている（原文については長崎歴史文化博物館所蔵史料B）14 /1-1/1、森永 1958 [第1巻]：1、同 1993：6～7、および写真2を参照）。

この唐人案件は『犯科帳』の起源に関係した可能性がある。当時の長崎では唐人間または唐人・日本人間の揉め事が頻繁に起こっていた（山本 1983 : 433）。そうしたところ、最初は特に外国人と関係する案件を記録しておこうとしたものが、結果的には日本人関係案件も盛り込んだ『犯科帳』の編纂に繋がった可能性がある」と筆者は単純に推測している。このように推測するのは、『犯科帳』がどのようにして作成されるようになったかを直接示す史料が現在のところ知られていないからである。安高啓明氏は、寛文3（1663）年の長崎大火後の行政・司法立て直しの一環として『犯科帳』が編纂されるようになったと考えており、幕府における評定所の創設がそれをさらに後押ししたとしている（安高 2010 : 153）。しかし、このような氏の見解も確証に基づくものではない。

さて、『犯科帳』にはどのような唐人関係案件が含まれているのだろうか。『犯科帳』の目録（森永 1956）によれば、人參やその他の有価物の密売にかかわる（つまり金銭にまつわる）事件が全体の中で圧倒的に多い。その他に乱暴・傷害や騒擾事件も見られる（山本 1983 : 433 ~ 465）。もちろん、日雇い日本人が唐船からものを盗んだりすることで唐人が被害者になった事件も見られる。唐人の犯罪には「国禁」（国外追放・再入国禁止）や罰銅が申し渡されるのが一般的であった（森永 1993 : 22）。

一方、全ての判例を精読しない限りは『犯科帳』における唐人関係案件の数を正確に把握することはできないように感じられる。『犯科帳』の目録（森永 1956）から判断する限り、唐人関係案件の数はオランダ人関係のそれより遥かに多い。一方、全体を通して見ると、『犯科帳』における外国人による案件は数パーセントしか占めていない。例えば、安高啓明氏によれば、寛文6（1666）年から寛保2（1742）年までの計13冊の『犯科帳』における案件関係者3,032人のうち、外国人はわずか37人である（安高 2010 : 168 ~ 173）。ただ『犯科帳』に見られる案件数が、実際に起こっていた事件の数をそのまま反映しているわけではないことは言うまでもない。

3. 唐人関係案件が語ること

本節では、宝暦13（1763）年に起きた唐人による反乱の事件を紹介する（長崎歴史文化博物館所蔵史料B）14 /1-1/28/七；森永 1958 [第2巻] : 325 ~ 329；写真3）。唐船の水手であった董道武は、密売のため人參を隠して唐人屋敷に持ち込んだことが発覚し、過料五百目と国禁の処罰を申し渡された。しかし、長崎に残ろうとした董が帰国の船に張仕康を乗せ替え玉としようとしたがまたもばれてしまい、入牢（唐人屋敷内）となった。すると董の仲間の唐人たちが力尽くで彼を救い出そうとした。しかし、騒ぎを起こした62人

が全員捕らえられて国禁に処分され、さらに首謀者の二人には銅2千斤の罰が加えられた。

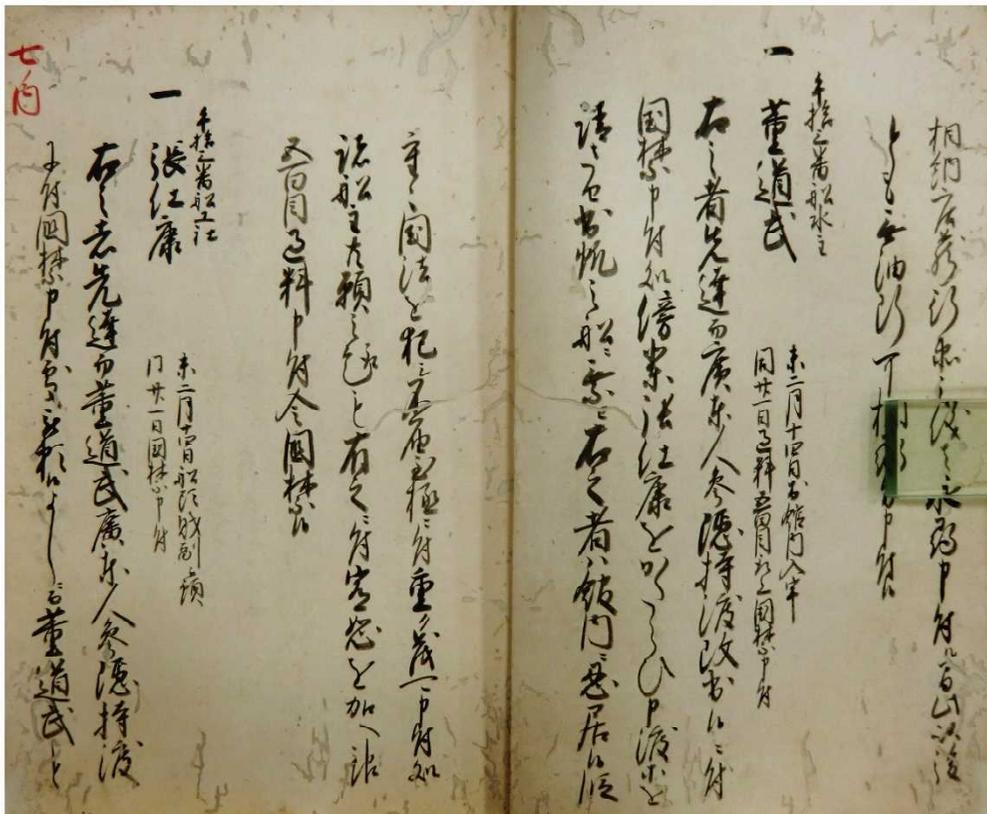


写真3：董道武に関わる案件（『犯科帳』第28冊／七）

ところが、これに同情した唐人船主たちが長崎奉行に懇願書を提出し、この62人は日唐間での商売によって家庭生活を支えているといった理由を申し立て、寛大の措置を求めた。奉行所では船主たちの願いを吟味し、他は許すものの首謀者の王有成の国禁と罰銅の処分は取り消さないとした。しかし、船主たちはもう一度懇願書を提出し、老人で何度も来日している王有成を許してもらうように願った。結果として王有成は何らの処分も受けずに許された（本案件について森永1993：38～40も併せて参照）。

本案件に関して二つの点を指摘したい。まず、本事件における唐人の戦略はいかにも中国らしいと筆者には見える。唐人たちはまず実力行使で董道武を牢屋から救出しようとするが失敗に終わり、さらに国禁処分となってしまった。すると、周囲の唐人船主たちが

色々な事情を申し立てて許しを求める。実力解決を認める正義感とそれが機能しない場合にはすぐに人情を買う方向に転換する戦略性がこの事件の過程で現れている。清代中国の州縣衙門で処理されていた諸案件を思い起こせば、この長崎で起きた唐人による事件は決して珍しいものではないように思われる。

第二に、唐人が犯した罪に対する長崎奉行の措置が寛大であることも興味深い。本案件では、暴動を実行した唐人たちは結局処罰されずに許されている。また、船主たちの懇願書の内容に対しても厳密な事実確認を行っていないように見える。奉行の唐人案件に対するこのような寛大な措置は、当時の日本人の犯罪に対する厳しい刑罰とは対照的である。長崎奉行がなぜこのような異なる態度を取っていたのかについては今後調査する必要がある。その際には、奉行が日本人と外国人である唐人とは区別して取り扱うという法的なルールに従っていた可能性と貿易のパートナーである外国人を厳罰によって排除することを避けていた可能性の両方が、ともに考慮される必要があろう。

おわりに

元龜 2 (1571) 年の開港以降、江戸時代を通して多くの外国人が長崎を訪れた。長崎は外国との貿易を通じて日本に多くの富をもたらす反面、密売など犯罪の温床にもなっていた。『犯科帳』に見られる唐人関係案件には、清代中国の州縣レベルで処理されていた案件を想起させる特徴が数多く含まれている。江戸時代の長崎で起きた唐人による案件の多くは国禁や過料によって処理されていた。外国人犯罪者を牢屋に入れて面倒を背負い込むよりも、国から追い払ったり過料を取って済ませたりする方が、現実的にデメリットが少なかったのであろう。

しかし、江戸時代の長崎では多くの日本人が罪を犯し死刑を含む厳しい処罰を受けていた。これは江戸時代日本の国際貿易都市であった長崎の影の一面である。『犯科帳』からは、長崎奉行が厳罰をもって日本人による犯罪を防ごうとしていたという印象を受ける。ガバナンスの観点から考えると、コストはかかっても厳密な監視体制を敷けば犯罪やそれによる極刑の数は減少したはずであるが、長崎奉行はそのような方針を持っていたのではないだろうか。同時に、厳刑のリスクを抱えながらもなお密売などに挑む江戸時代の人々の心理的・社会的状況にもわかに理解できるのではなく、大変興味深い。

このような初歩的な疑問を含めて、『犯科帳』やその根底にある社会事情を巡っては不明な点が多い。小論では『犯科帳』に見られる唐人関係案件の一端を紹介したが、筆者はここで記したような関心に基づき、『犯科帳』の網羅的な調査を進めていく所存である。

また、近世アジア諸国の比較という観点からも研究をすすめたい。各国の下級役所で作成された裁判文書の形式は多様であるため簡単な作業ではないが、異なる形式の文書の相互比較は有益な示唆を与えてくれるものと認識している。それぞれの文化的・制度的コンテクストを十分に踏まえながら、そのような研究も展開していきたいと考えている。

参考文献

- 森永種夫著（1956）『犯科帳目録——長崎奉行所判決記録』長崎：長崎学会。
- 編（1958 - 1961）『犯科帳——長崎奉行所判決記録』（全 11 巻）長崎：犯科帳刊行会。
- 編（1962）『御仕置伺集——長崎奉行所記録』（上・下）長崎：犯科帳刊行会。
- 編（1963 - 1964）『長崎奉行所記録口書集』（上・中・下）長崎：犯科帳刊行会。
- 著（1993）『犯科帳』東京：岩波書店〔初版：岩波書店 1962 年〕。
- 安高啓明著（2010）『近世長崎司法制度の研究』京都：思文閣。
- （2011a）『新積犯科帳——長崎奉行所判例集』（一）長崎：長崎文献社。
- （2011b）『新積犯科帳——長崎奉行所判例集』（二）長崎：長崎文献社。
- （2012）『新積犯科帳——長崎奉行所判例集』（三）長崎：長崎文献社。
- 山本紀綱著（1983）『長崎唐人屋敷』東京：謙光社。
- Matsui Yoko (2009) “The Legal Position of Foreigners in Nagasaki during the Edo Period” (trans. Reinier H. Hesselink), in Haneda Masashi ed. *Asian Port Cities 1600 - 1800: Local and Foreign Cultural Interactions* (Kyoto: Kyoto University Press), pp. 24 - 42.

「付記」本稿は、平成 29 年度東京大学卓越研究員スタートアップ経費による研究成果の一部である。